

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 0 号

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表議長の項中「7 7 9, 0 0 0 円」を「8 3 0, 0 0 0 円」に改め、同表副議長の項中「7 1 3, 0 0 0 円」を「7 4 6, 0 0 0 円」に改め、同表議員の項中「6 7 0, 0 0 0 円」を「6 8 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。